

けいでんき野球チーム規約

第1章 総 則

- 第1条 本チームは【けいでんき野球チーム】と称する。
- 第2条 本チームは、財団法人全日本軟式野球連盟兵庫支部西宮野球協会に登録し活動する。
- 第3条 本チームの住所は、有限会社けいでんき取締役社長 大西裕之宅に置く。

第2章 目 的

- 第4条 「楽しく野球をする」を重点目標とし、日頃の運動不足を解消すると共に互いの親睦を深め、本チーム並びに有限会社けいでんきの発展を目的とする。

第3章 運 営

- 第5条 本チームは規定（第6条）された年会費を徴収して運営にあたる。但し会費不足により運営が困難の時は、必要に応じて徴収する。
- 第6条 年会費は1万円とし、毎年2月中に延滞なく、指定の口座に手数料個人負担にて送金のこと。
- 第7条 ユニホーム、用具、交通費、食事代などの費用は、原則として個人負担とする。

第4章 入会及び退会

- 第8条 本チーム入会及び退会については、本人の意志を尊重する。
- 第9条 入会の際、勧誘者は本チームオーナーへの報告を義務とする。
- 第10条 移転、自己都合により退会する場合は、速やかに本チームオーナーへ報告すること。
- 第11条 本チームを退会するとき、納期した会費（第6条）は返却しないものとする。
- 第12条 本チーム並びに有限会社けいでんきの名誉を傷つける行為を犯したり、本チームの親睦や和を乱したときは、本チームからの除名を申し付けるものとする。

第5章 チーム構成

第13条 本チーム構成は次のとおりとする。

(1) チームオーナー (2) 監督 (3) 主将 (4) 広報 (5) 会計

第14条 各担当の任期の期限は特に定めず、必要に応じて選出する。

第6章 会計

第15条 本チームの会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第16条 会計年度に剰余金があるときは翌年に繰り越す。

第17条 毎会計年度の歳入歳出の決算書及び領収証等すべての書類を、毎年1回本チーム員へ開示することを義務とする。

第7章 保険及び規則

第18条 本チームは、スポーツ安全保険加入を義務とする。

第19条 スポーツ安全保険の加入は毎年本チームが行い、加入費は年会費(第6条)から支払うこととする。

第20条 本チーム入会時等スポーツ安全保険の未加入未登録時及び本チーム活動外で起きた過失事故においては補償対象にはならない。

第21条 試合中、練習中の怪我や事故について、本チーム、その他関係者、並びに有限会社けいでんきに、損害賠償請求を行うことはできない。

第22条 試合中に審判や相手の中傷するヤジ、喧嘩等社会的なルール違反があった場合、本チームは即刻解散する。

第23条 本チーム規約は、必要に応じて変更又は補足する事ができる。

第8章 個人情報の取り扱い

第24条 第8章にいう個人情報とは、本チーム員の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他固有の情報のこととする。

第25条 本チーム入会時、個人情報の提出を義務とする。

第26条 本チームに提出された個人情報は、本チーム内の必要最低限の人員により管理
できることとする。

第27条 チームに提出された個人情報について、訴訟・調査等、法律により要求された
場合は、本チーム員個人の承諾なく、個人情報を開示できることとする。

第28条 本チームのホームページ、その他掲示板等で活動告知をする際の画像を含む個
人情報については、本チーム員個人の承諾なく開示・公表してはならない。

附 則

この規約は、2007年12月06日から施工する。